◎新潟県告示第431号

計量法 (平成4年法律第51号) 第19条第1項の規定により、燕市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。 平成31年4月12日

新潟県知事 花角 英世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

	検査日時	検査場所	検査区域等
5月15日 (水)	午前10時から正午まで	燕市吉田産業会館	燕市全域
5月16日 (木)	午後1時から3時30分まで		
5月17日(金)			
5月20日 (月)		燕市総合文化センター	
5月21日 (火)			
5月22日 (水)			
5月23日 (木)			
5月24日(金)			
5月27日 (月)		燕市分水公民館	
5月28日 (火)			
5月29日 (水)		予備日	
5月30日から平成	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
32年3月15日まで。	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則
ただし、土・日曜日			(平成5年通商産業省
及び祝日並びに12			令第70号)第39条第1項
月30日、12月31日、			に規定する特定計量器
平成32年1月2日、			
1月3日を除く。			

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会